



暮らし

エコプラザ西東京の駐車場使用を一時停止

1月下旬からエコプラザ西東京の駐車場の工事に伴い、来館者用駐車スペースは使用できません。

詳細は、市HPなどでご確認ください。
◆環境保全課(☎042-438-4042)

自治会などが所有する街路灯に補助金を交付

1月31日(金)までに、道路管理課(保谷庁舎5階)にある申請書に、街路灯配置図・電気料金領収書(平成25年4・11月分)の写しを添えて提出してください。すでに補助金を受けている団体には、申請書を送付します。

◆道路管理課(☎042-438-4055)

防犯活動経費の一部補助

市に防犯活動団体として登録をしている団体に、活動経費の一部を補助します。

□補助金額 防犯資器材の購入経費などの2分の1以内で、1団体の上限額は20万円(申請多数の場合、補助金額を減額調整する場合あり)

□申請 1月27日(月)～2月7日(金)
※団体登録や補助金申請手続きの詳細についてはお問い合わせください。

◆危機管理室(☎042-438-4010)

小規模店舗等バリアフリー改修工事助成金制度をご利用ください

通路のスロープ化や出入り口の段差解消などの改修工事を行う際に、費用の一部(上限額50万円)を助成しています。

☑店舗・診療所などに供する部分の床面積が100㎡以下の既存施設
※助成対象に該当するかなど、詳しくはお問い合わせください。

◆都市計画課(☎042-438-4051)

木造住宅の耐震診断、耐震改修、耐震シェルター設置費用の助成

市では、災害に強い街づくりを推進するため、木造住宅の耐震診断、耐震改修、耐震シェルター設置の費用の一部を予算の範囲内で助成します。

◆木造住宅の耐震診断費用の助成

□対象となる建築物 昭和56年5月31日以前に建築された市内にある木造住宅で、自ら所有し居住している住宅

□助成金額 6万円を上限に、耐震診断費用の2分の1以内(1,000円未満の端数は切り捨て)

◆木造住宅の耐震改修費用の助成

□対象となる建築物 耐震診断を行った結果、現行の耐震基準に適合しない住宅で、市の定める基準に適合して耐震改修を行った住宅

□助成金額 30万円を上限に、耐震改修費用の3分の1以内(1,000円未満の端数は切り捨て)

※別途、固定資産税・所得税の特別控除制度がありますので、お問い合わせください。

□耐震診断・耐震改修の診断機関 耐震診断・耐震改修時の診断機関は「(社)東京都建築士事務所協会北部支部の会員」「東京都木造住宅耐震診断事務所登録制度実施要綱に基づく耐震診断事務所」「建築士で市長が認めたもの」に指定しています。

◆木造住宅の耐震シェルターなどの設置費用の助成

□助成対象者 市内在住の65歳以上の高齢者の方、または身体障害者手帳を所持している方で、肢体不自由による障害の程度が1級、2級または3級の方

□対象となる建築物 昭和56年5月31日以前に建築された市内にある木造住宅で、自ら所有し居住している住宅

□助成金額 30万円を上限に、設置費用の10分の9以内(1,000円未満の端数は切り捨て)

◆診断・改修・シェルター共通事項

助成金の交付は、同一の住宅に対して耐震診断で1回、耐震改修または耐震シェルター設置どちらか1回を限度とします。

※そのほか助成条件がありますので、必ず事前にお問い合わせください。申請前に着工された場合は、助成できませんのでご注意ください。ただし、助成金の交付は、耐震診断・耐震改修・耐震シェルター設置の完了後となります。

◆都市計画課(☎042-438-4051)

分譲マンション耐震アドバイザー

市では、災害に強い街づくりを推進するため、耐震診断・改修に関する専門家を派遣しています。

☑分譲マンションの管理組合など

☑①耐震診断・改修に係る区分所有者間の合意形成に関すること ②耐震診断および耐震改修の必要性や改修に至るまでの取り組み方法に関することについて、耐震アドバイザーから助言などを受けることができます。

□派遣回数など 同一の分譲マンションに対して1回2人、計3回まで

※そのほか詳細な条件がありますので、必ず事前にお問い合わせください。

◆都市計画課(☎042-438-4051)

地区計画等(案)の縦覧

市では、練馬東村山線中町・東町周辺

地区地区計画等の案を作成しました。これに対し、関係住民や利害関係者は、意見書を提出することができます。

□縦覧期間 1月20日(月)～2月3日(月)

□縦覧場所 都市計画課(保谷庁舎5階)

□意見書の提出 提出者の住所・氏名・地区との関係を明記の上、表題を「地区計画等(案)についての意見書」とし、1月20日(月)～2月3日(月)(必着)に、〒202-8555市役所都市計画課へ郵送または直接持参

□説明会 時 1月23日(木)午後7時～8時30分

場 防災センター6階

◆都市計画課(☎042-438-4050)

その他

平成26年度予算要求の概要を作成しました

市では現在、平成26年度予算の編成作業を進めています。各課などからの予算要求を取りまとめた「平成26年度予算要求の概要」は、財政課(田無庁舎3階)、情報公開コーナー(両庁舎1階)で配布しています。市HPでもご覧になれます。

◆財政課(☎042-460-9802)

募集

スポーツ推進委員の追加募集

□応募資格 ①スポーツ・レクリエーションの実技・助言ができる方 ②ス

傍聴 審議会など

■介護保険運営協議会

時 1月16日(木)午後1時から

場 保谷東分庁舎地下

内・定 アンケート調査などについて・5人

◆高齢者支援課(☎042-438-4030)

■子ども子育て審議会

時 1月16日(木)午後3時～5時

場 田無庁舎5階

内・定 次期「子育て・子育てワイワイプラン」の策定についてほか・8人

◆子育て支援課(☎042-460-9841)

■都市と農業が共生するまちづくり推進委員会

時 1月17日(金)午前9時から

場 防災センター6階

内・定 都市と農業が共生するまちづくり事業について・5人

◆産業振興課(☎042-438-4044)

■男女平等推進センター企画運営委員会

時 1月18日(土)午後1時～3時

場 住吉会館1階

内・定 企画運営委員の報告と懇談のつどいの開催についてほか・3人

◆協働コミュニティ課(☎042-439-0075)

■行財政改革推進委員会

時 1月20日(月)午前9時40分から

場 田無庁舎3階

内・定 第4次行財政改革などについて・5人

◆企画政策課(☎042-460-9800)

■社会教育委員の会議

時 1月20日(月)午後3時～5時

場 保谷庁舎3階

内・定 生涯学習の推進について・5人

◆社会教育課(☎042-438-4079)

スポーツ事業の企画・運営に積極的・献身的に協力できる方 ③自己の資質向上や市のスポーツ推進のために、研修会などに参加できる方

☑原則、市内在住・在勤・在学者

□募集人数 若干名

□業務内容 月1回の定例会議(毎月第3木曜日・夜間)、各種事業の計画・実施(年間20日程度)

□任期 4月1日～平成27年3月31日

□報酬 事業実施日につき、日額1万800円

☑市販の履歴書(A4判)を、2月6日(木)午後5時までにスポーツ振興課(保谷庁舎3階)へ本人が直接持参(履歴書は返却しません)

□選考方法 書類審査・面接試験

□面接試験日 2月22日(土)

※選考結果は後日通知

◆平成25年度スポーツ推進委員会実施事業

①各種体力づくり教室(ニュースポーツ、ウォーキングなど) ②市民体力テスト ③市民団体への派遣活動 ④各種大会・交流会 ⑤市民スポーツまつりへの協力など

◆スポーツ振興課(☎042-438-4081)

傍聴 教育委員会

時 1月28日(火)午後2時から

場 防災センター6階

内 行政報告ほか

定 10人

◆教育企画課(☎042-438-4070)

■地域自立支援協議会計画策定部会

時 1月20日(月)午後7時から

場 障害者総合支援センターフレンドリー

内・定 障害者基本計画の検討についてほか・5人

◆障害福祉課(☎042-438-4033)

■国民健康保険運営協議会

時 1月24日(金)・28日(火)いずれも午後7時から

場 田無庁舎4階

内・定 国民健康保険料のあり方についてほか・5人

◆保険年金課(☎042-460-9821)

■青少年問題協議会

時 1月27日(月)午後2時から

場 田無庁舎3階

内・定 今期の会議運営について・5人

◆子育て支援課(☎042-460-9841)

■農業振興計画推進委員会

時 1月28日(火)午前9時から

場 防災センター6階

内・定 農業振興計画について・5人

◆産業振興課(☎042-438-4044)

■中原小学校及びひばりが丘中学校建替準備検討協議会

時 1月28日(火)午前10時から

場 ひばりが丘中学校1階 視聴覚室

内・定 建替準備検討協議会報告書(案)について・10人

◆教育企画課(☎042-438-4070)

■産業振興マスタープラン推進委員会

時 1月29日(水)午後2時から

場 防災センター6階

内・定 産業振興マスタープラン中期計画の検討について・5人

◆産業振興課(☎042-438-4041)

市営住宅・高齢者アパートの入居者を募集

□募集戸数 市営住宅(シルバーピア)2戸、高齢者アパート5戸

☑次の要件にすべて該当する方

①申込者と同居者は、申請時に満65歳以上である

②申込日現在、西東京市に引き続き2年以上住所がある

③現に居住している住宅の立ち退き要求を受けているか、または保安上・保健衛生上劣悪な状態にあるが、自力により代替の住宅を確保することができない

④所得額が月額21万4,000円以下である(2人世帯の場合は問い合わせを)

⑤1人世帯および夫婦世帯などの2人世帯である(間取りは1DKのみ)

⑥健康で、独立して日常生活を営むことができる

☑1月27日(月)～2月3日(月)(土・日曜日を除く)に、印鑑を持って都市計画課(保谷庁舎5階)へ直接申し込み

□入居者の決定 申請書類を審査の上、申込多数の場合は抽選

◆都市計画課(☎042-438-4051)